

令和6年2月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年2月6日(火)
14時00分～15時37分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 31号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 32号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第 33号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 農地参考賃借料について
2) 農作業標準料金について
3) 小矢部市賃借料情報について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 田 悟 敏 子	11番 和 田 由美子
2番 三 輪 和 雄	12番 渋谷 達 也
3番 吉 江 秀 一	13番 西 村 一 成
4番 石 丸 正 明	14番 中 田 栄 信
5番 宮 西 勝 昇	15番 高 橋 賢 治
6番 加 賀 谷 良 雄	16番 山 本 克 博
7番 木 村 鉄 雄	17番 大 浦 正
8番 唐 島 隆 夫	18番 福 原 智 子
9番 加 藤 裕	19番 水 上 龍 二
10番 山 崎 外 喜 雄	

欠席委員

令和6年2月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆様おつかれさまでございます。今ほど事務局からありましたように、一人失職という形で資格審査の方にひっかかったということで報告を受けております。残念なことでありますけども、この後また補充されるということで、また一緒にやっていきたいと思っております。それでは、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。15番の高橋委員さんと16番の山本委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第32号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第33号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号19番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は387㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号19番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>報告いたします。譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さんです。この方たちは以前、昨年にも譲渡がありまして、同じ方でまた譲渡されるということです。〇〇さんは今現在もう小矢部におられませんで、〇〇の方にお住まいされているということで、農業はできないという感じで、〇〇さんがするというお話であります。〇〇さん自身は以前から位置図の1を見ていただきますと、赤いのが〇〇さんなのですが、その〇〇側の方に広がっているのが〇〇さんの家であります。今実際建物を引き払って一枚の水田として耕作している、これは〇〇さんが耕作しているということでございましたので、所有権が変わりますが、関係に影響はないなということで聞いてまいりました。これからも〇〇さんは続けてやっていくとおっしゃっていましたので、承認をいただきたくよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第31号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第31号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第32号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号27番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん外1名です。対象の農地は1筆で面積が299㎡となっており、本宅宅地のため転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内であるため第3種農地となり、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号27番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。譲受人〇〇さん、譲渡人〇〇さん、〇〇さんの今現在の所有地でございます。住まわれるご本人さんに話を聞いた方がいかなと思ひまして、〇〇さんの方でお話を聞いてきました。今現在、〇〇の方で借家住まいをしておられます。〇〇のアパートにお伺いして聞いてまいりました。〇〇さんの出身は〇〇ということで、旦那さんは〇〇へお勤め、奥さんは〇〇にお勤めということです。お子様が一人で、そろそろ大きくなってきて学校の絡みもあるので家を持ちたいとお考えになられたようです。当初は〇〇で探しておられたみたいですが、中々折り合いが付かず、現在の申請地の方に決定をいたしましたという次第であります。現場へ行きましたが、雪があって、状況はよくわからなかったのですが、申請の時点ではもう耕作しておらず、雑種地であったと聞いております。〇〇さん自身には話を聞いておりませんが、以前にもお話があったときに、できるだけ早く離せるものなら離したいという話が前にあったと記憶しております。〇〇さんには宅地を建てられるとき、建てられてからもトラブルがないように協力していただくようお願いいたしますといいましたら、それはわかりましたということでございました。何分にも事務局からありましたように、場所的には許可申請が可だということでございますので、なにとぞご承認のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号27番について、質問が無いようですので、次に受付番号28番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号28番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が1,281㎡となっております、共同住宅敷地拡張のため転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、この申請地は譲渡人の父が平成17年4月28日に共同住宅の建</p>

	設のため転用許可を受けておりましたが、現在目的外に転用されているため違反転用の状態であります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号28番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>調査報告申し上げます。譲渡人〇〇さんが〇〇さんへ昨年末から宅地アパート譲渡の話が出ていたという形で、譲渡の話の中で、該当地域111番の方なんです、現況登記の方が田になっていたということで、そちらの手続きをきちっとして譲渡したいという形になったということで、〇〇さんに確認申し上げたところ、父の方が平成17年に譲渡をされた折に、そういう形になっていて、お父様の方でずっと一括で進めておられたお話で、今回〇〇さんの方が引き継がれた形の中で、その話が出て、申し訳ないということで、別途顛末書を地区の方に出されて、年末から近隣の農地の方、及び地区の方に説明会を開かれて、同意等もとられておるという状況です。</p> <p>私の方でも確認しましたが、現状は田ではなくて、駐車場になるような造成をされております。その形の格好の中で今回規定による申請を整備をしてすすめたということでお話がありました。この件につきましては、〇〇さん、〇〇さんこちらのお二方のまとめ人という形で、司法書士の〇〇の方がお二人の調整に入られて進んでいるということで、そちらの方からも電話がありまして、間違いなくこの形で進めますということで話がありましたので、今回報告申し上げ、承認の方よろしくをお願いします。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第32号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第32号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第33号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第33号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が22件で、合計面積が41,816㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は5ページから6ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第33号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第33号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、協議事項1、「農地参考賃借料（案）」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案書ではなく、別冊となっております。そちらの方に、協議事項1,2,3と資料1,2,3というものがございます。まず先に資料1というA4の両面の方を見ていただきたいと思います。こちらにつきましては、昨年令和5年2月に総会の方で決めていただきました金額を元にしましてこちらの参考資料チラシを作りまして、農協で広報いなばを配られる時に一緒に配っていただいているものです。こちら昨年のもので、上から3番目、4番目を見ていただきますと、参考賃借料の適用期間については令和5年産のみということで、毎年改定となりますので、令和6年産のものを決める必要があります。それと、その一行下に農作業標準料金の適用期間は昨年令和5年度から3年間適用しますと書いてございます。今回は改定の時期ではございませんが、協議をさ</p>

せていただきたいと思います。それでは、協議事項1の資料に戻って、農地参考賃借料（案）についてですが、中身の資料ですが、資料2の2ページをご覧ください。こちらには〇〇の方が算定した参考賃借料の案になっておりまして、見方といたしましては、①粗収益についてですが、令和6年産については113,616円、令和5年産は114,220円で、若干減っているという試算です。②生産費については、令和6年産は101,389円、令和5年産は102,422円でこちらも若干減っているという状況で、③純収益ということで、今年は12,227円、去年は11,798円ということで400円ほど上がっている試算となっています。農業者の報酬については、〇〇では5%~10%の間がふさわしいのではないかとしておりまして、それぞれ5~10%分、5,069円~10,139円ということにしまして、最終的には⑤の農地参考賃借料としまして、2,000~7,100円に設定されるといいのではないかと〇〇の方で試算されております。協議事項1の資料に戻って、こちらの方に案1~案4までございます。案1につきましては、経営者報酬を生産費用の5%、案2は6%、案3は7%、案4は8%とした場合の金額を載せています。令和1年、2年、3年につきましては、いずれも9,800円ということで、小矢部市の方は据え置いていた状況です。令和4年になりますと、急激に金額が下がったということで、小矢部市においても下げないといけないだろうということで、こちらは生産費用の7%として計算したものを7,200円ということで改定させてもらっています。令和5年度去年は7%の生産報酬だとちょっと皆様にお渡しする金額が少なくなりすぎるとということで、案1の5%相当ということで、6,600円の方を算定させていただいたというところです。令和6年につきましては、令和5年の生産者報酬を5%にした場合いくらかといいますと、5,100円が経営者の報酬ということで算定させてもらっておりまして、令和6年の5%にしても5,100円経営者報酬は変わらないということで土地の所有者の方については、7,100円、500円を上乗せしてお渡しするという金額になっています。案2につきましては、6,100円が経営者報酬で昨年よりも1,000円上がっているという状況で、逆に農地を貸しておられる人は500円減の6,100円になるという試算でございます。案3、4についてはあまりにも下がりすぎているので、説明は控えさせていただきますが、2月1日にこちらの会議をする前に農地検討委員の皆さんにお集まりいただいて、協議いただきました。協議した結果、据え置きという考えもありますが、案1の7,100円にすればどうかということで方向性を示していただいたところでもあります。こちら7,100円でどうか

	<p>ということで、協議の方をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>経営者報酬が生産費の5%に算定されるということですが、仕組みが理解できないのですが。</p>
事務局	<p>資料2の2ページを見ていただいて、収益から生産費を引いた③の純収益12,227円をどなたに分配するかというところで話がありまして、案1生産費5%にした場合、5,100円が経営者に、残りを土地の所有者に分配するという考え方になっています。</p>
委員	<p>案1の話でどうかという話ですが、昨年度もだいたい受け手の方は経営が苦しくて、こういう値段ではなかなか受けられないという意見が多かったと思います。その中でも昨年はそういっても出し手の人にもそれなりの金額がないと逆に出てこないのではないかということを加味して、実際にやるのは相対での話し合いにはなりますが、一つの目安ということで流れをつかもうということなので、そういうような状況を踏まえて考えたときに、昨年よりも上がるという要素があまり考えづらい。今までもむしろ小矢部設定をしていたと。本当の計算から言えばもっとずっと下なんですけど、その内それをやっていたら出す方はお金をつけて出さんなんぞと、作って下さいという時にお金出しておいてそんなことをする人はいますかと、それでは耕作地がどれくらい減っていくような運営の趣旨はないということで、そういうことも踏まえてしたんですから、私としては現状維持がいっぱいいいっぱいなのではないかと思います。今まで組合長さん、担い手さんが今回もたくさんおられますけども、我々にこんな値段出してもらってもとても受れんぞと、参考料金だと言っても出た以上それがたたき台となってもものすごくそれよりも低い金額を提示するのは大変なのだという意見もたくさんあったと思います。今回も多少米価が上がったりしたんですが、肥料の方が結構上がって、昨年より上げて設定するというのが意味がわからないというか方向性としてはおかしいのではないかという気がします。</p>

委員	今ここに出ている金額は土地を出す人にしたらそこそこのいい金額かなと思うんですが、近隣の例えば金沢とかはどうですか。
事務局	金沢とかは資料が無いのですが、県内で9つ参考賃借料を設定しております、たとえば近いところでいうと、砺波市さんは〇〇円をつけておられて、南砺市、高岡市、氷見市も設定がないので比較ができなくて、射水市さんは〇〇円、うちよりも〇〇円低い設定でした。
委員	噂なんですけど、金沢の方はお金を出してしてもらわんなんという話をちらっと聞いたのですが。
事務局	ところによってはそういうところはあるかとは思いますが。
委員	受ける方にもよって相対だと思いますが、場所によって全然違う。作業量も仕事の頻度とか修理も含めて、イノシシ対策も人の倍ほどせんなんところと、これはあくまで小矢部市にとっても一律というわけにはいかんところもある。正直な話。
事務局	これは3反田で収量が520kgあるということで設定してあるので、もう一つ小さい田んぼなら安いですし、採れないところなら安いです。
事務局	実態云々ということよりも、目安というか相対でしてもらうことが前提になると思います。
委員	参考になるかはわかりませんが、うちの地区にもあこやってくれんかといってお金の話をすると、お金いらんからまかすとそこまで言ってもらわないと受けれないという話で、うちはそんなせんでもいいがやと、何も言わないから隣に迷惑かけたくないから作ってほしいという言い方で、うちは少し前からそのように話を進めているのですが、現実的にはどうなのか。
事務局	協議事項3の方で、実際いくらで料金が設定されているか見ていただくとわかると思いますが、15,000円～700円で、非常に幅広い。実際のところはいろんな条件によっては違うと思いますが。
委員	地権者でありながら、営農の受け手であるということで、〇〇委員がおっしゃったとおり、生産コストを考えて昨年度あえて上げるとい

	<p>うよりやはりものさしになるわけで、全く農業をされていない手放しの方がそういう〇〇委員がおっしゃったようなお話もあり、ここであえて数字をあげるというところで、諸先輩が検討された金額をそのままひとつ置いておくのでよろしいんじゃないかと思います。</p>
委員	<p>私は〇〇に住んでいまして、〇〇地区の受託者協議会の会長をしております。受託者協議会で金額をみんなで決めようとなったときに、参考としては、〇〇地区の固定資産税とかいろんなものに費用がかかってくるので、10aあたりどれくらいのお金がかかってくるかをお願いしたい算定しています。私のところは6,500円あまりかかっていると、農地を持っているので支払わなければならないお金で、それより下げるわけにはいかないだろうと私たちは7,200円ぐらいに決めています。もうちょっと下げてくれんかといわれる方もおられますが、それをしたら、毎年損するのでそれはいけないよというのが私たちの立場です。7,200円よりも上なのでそれをいつも考えることです。</p>
委員	<p>そうした場合に今ほどの話でいけば、ひとつのものさしとして6,500円の既存の形と固定資産などの6,500円で農地としては維持していけるわけですね。農業に従事されない場合でもそこそこ来ている。</p>
委員	<p>そうかといって、実際はそれより安い話になっているところはたくさんあると思います。</p>
委員	<p>そうかといって、〇〇に転籍してくるかと言ったらそういうことではできないし、そういう力はないですし、そうすると気の毒なこととはあります。</p>
委員	<p>〇〇地区の全部を把握しているわけではないですが、そこそこの金額に見合った金額になっている。〇〇地区と私の地区はそこをあえてアップになってくるとそういうご意見の出し手の方がつらいものがあるかなど。</p>
委員	<p>何回も同じ話ですが、固定資産税とか用水費とかそれぞれの地区事情があって、平均値というのはできませんよね。〇〇さんではそのくらいかかるようですが、一律にどこも同じだということはないので、その辺は最終的には地区によって相対で話をさせていただくしかないの</p>

	<p>で、私が言っているのは昨年の基準額よりも昨年は多分うちも決算していないのでわかりませんが、肥料とか農薬とか全部上がって、油関係も上がって、これもバラバラでしょうが、使用料も下がってと、収入増に直結するようなものがなくて若干値段が上がったというのがありますが、大体のところは苦しくなっているはずなのに、それを元々のたたき台の6,500円が正しいかどうかは別として、それより上げようというのは筋が通らないというか、誤ったメッセージを与えるのではないかとそういう風に思います。</p>
委員	<p>昨年度はものすごく農薬や肥料なんかもがんと上がりましたよね。私も春から農薬メーカーさんなどと話しながら、少し肥料とか農薬なんかは下がり気味なのではないかなと聞いてるんですが、去年は便乗して結構上がったのではないかと思いますし、そしてそれがここに出てきているのではないかと、門外漢なのでわかりませんが、6,600円や7,500円だったのがそうかなと一瞬思ったのですが、俗にB級銘柄の物も上がりつつあって、お米そのものが上がっていると、コシヒカリに近づいてきてくるよとそれはありがたいことですが、米の値段が少し上がって行って、肥料や農薬が下がっていくというのだとこれもありなのではないかと思いました。一概には言えませんが。</p>
委員	<p>今回の議案の中で、農用地利用集積計画の中で〇〇さんの賃料が7,700円、元々〇〇の法人ですから7,700円で出されてきたと思うんですけど、〇〇さんについては、〇〇や〇〇地区で作られる賃料設定がそういうような形で農業委員会には出てきているんですがね。昨年、この資材費は上がって、県も試算の中ではその分が上がっているのですが、逆に減ったものとしては家族内労働費が平均的には下がっていると。その中で、経営者報酬額、経営者としての手取り額を去年は一昨年から比べて7%だったやつを5%まで落とした関係で下げたと、今回もそのまま5%で据え置いた場合に資材費の取り分、経営者側の取り分としては5%で据え置いた場合に残った金額は逆に昨年よりも上がってしまったという結果になったというのが実用だろうと思います。これを経営者報酬額のそのものの考え方を5678なりなんかというのはいろいろな形で動くと思うので、それを実際5.5%にすれば昨年ほどの賃料単価にならんかなということもありますし、昨年から言ったら、最低賃金が上がった関係もあって、賃料を上げんなんかというのは検討委員会の中でもありました。基本的には据え置きがいいので</p>

	<p>はないかなということもあったんですが、あくまでも今年の設定の目安としてはある程度標準、指標ということを考えたらこれでいいのかなという結論でした。</p>
委員	<p>その意見はわかるんですが、あくまでも参考なので、メッセージ性が大事で、上げると全く知らない人は欲張って儲かってきているのかなと、メッセージとしては違うのではないかと思うのと、ここに500円があれば営農組合の皆さんが働いているのがほぼ最低賃金すれすれで働いてきているので、500円あればそっちの人に渡したいなど。今もまた新聞等で春闘とか言い出していますが、農業者は春闘とかないので、一向に上がらずにぎりぎりのところでやっているものですから。</p>
委員	<p>春闘とか政府も賃金も上げろという時に農業者は賃金が上がっていないのは確かなので、これも少し問題は多いのですが、私どものところでも1時間の賃金も上げないと人が来ないと思うんです。最低賃金のぎりぎりのちょっと上しかいないので、上げなくてはいけないと思います。</p>
委員	<p>これは簡単に結論は出ないと思うので、せっかく検討委員会で話されたことを決めて頑張って言うと、実質的にはあくまで皆さん相対で決められるので、目安みたいなものなので場所とか地域性によって変えられるのもやぶさかではないし、そういう風に否定していかないと結論は上がらないと思います。今言われるように、労働者の給料は上がるのに百姓の給料は下がるのかと言われればつらいところがある。</p>
委員	<p>相対で決めるんだけど、この指標を出しているものを去年よりも上げたら、営農組合と貸し手と話をするときには上げる方向の話ばかりで、上げ幅どれくらいにするかという話にしかならない。</p>
委員	<p>あくまでも指標として出されたら基準になってしまうので、やっぱりここで上げられるとどうしてもそこにひっぱられる。それは間違いのないことで、経営改善をいろいろやってますが、収益的には営農組織的に上がっていく要因が無いので、ここだけ上げられると結構つらいところがある。私らの所は組合員に対するのは別個に定めているので、あまり関係はないのですが、大手のところでは各個人色々なところ</p>

	から出席されているところは上げると相当影響があると思います。
委員	メッセージ性があるというのが大事で、先ほど〇〇さんの話をされたんですけど、〇〇さんというのはものすごく好条件のところ、一般的なところと比べるとつらい。
委員	<p>〇〇の〇〇が7,700円で、先ほどの〇〇の委員の方が水利費とか江ざらえとかあわせると6,500円になると。〇〇も〇〇も水路をなくしたりといろいろしていますが、江ざらえは〇〇は営農組合ではないので、普通の農家にやらせているので、あまり安いとおかしいとおっしゃると思います。ところによって水利費は違うから一概に言えないわけですが、基本地権者はそれだけ払っているのだから、相対で0とかでもいいんですか、それよりそれなりの数字を理屈としては載せるべきではないかと思えます。ただ作れる作れないで、ただでもいいのだが、ファンダメンタルなものを地権者は支払っているのだから、努力してぼろぼろの水路を安いのであまり負担をかからずにやっているところはありますが、一般的な圃場整備したところはそれぐらいお金というのはどんどん水路を更新したり、洪水対策をしたらどうしても金にかかる。だから少なくともそれに近いものは最低限必要で何%というのではなく、それが7,700円とか6,500円とかになるのか、それは地域的にばらつきがある。ばらつきのあるところは、営農の条件が田んぼが小さいとか用排が管理されてないということで労力が上がるというひとつひとつ条件が違うということになる。〇〇の7,700円というのはなんとなくわかる。いろんなものをそれなりに負担しているし、小矢部はどうかというと、先ほども言われた実績調査をされているがばらつきがありすぎて、そうなると、単なるメッセージ性だけの上がり下がりサウンドになる。そうでなかったらやはりそういうサウンドで無いのが正論ではないかと。</p> <p>そこにばらつきがあってメッセージ性となるとおかしいと思う。本当に実績長をすれば、結構圃場整備をしているところがおおいので、それぐらいかかるのかなという気がします。</p>
委員	皆さん営農組合としての話をされていますが、うちは個人になるものですから、やっぱり個人としての考え方としたら、田んぼを預かっていますが、あなたの家の財産を預かって耕作していますという考え方があります。本当は自分でされるのが一番なんです、できないの

	<p>で、やっていただけませんかということで、あなたの家の財産を守ってありますよと個人的にはそういう風に一部とらえています。荒地になるべくしたくないという思いももちろんあるので、プラスマイナス今年になって何件かはマイナスになりました。お金反対に払っていただいています。そういうところもあります。なぜかという、草刈りもされないし、何もされないで、草刈りであったり、イノシシの対処をするのに人間を何人かかけて山に電気柵を貼りますし、人間を使って、お金を払って経営者としては従業員に対してお金を払ってやってもらっているというところはやはりその人たちの地面を守って財産を守ってなんとかして荒地にしたくないからしている。本当のことを言ったらマイナス、飼料とか人件費とかいろんなことを考えるとお断りした方がうちにしたら計算的にはプラスです。でもやっぱり周りを荒地にしたくない、きちんと守っていきたいという意味があって、受けてますけど、個人的には、去年から上に金額が上がるとなると、うちにそれだけの負担がかかってくるということでちょっときついなと思います。ただ、直したりするのは万雑とかいろんなところで精査されますのでそれに対してはうちも払いますし、皆さんも一緒に払っていただくという形です。個人としては去年はこれだけ下がったのに金額が上がるといのはちょっとなあという風にみえています。営農組合さんのように最初に出資金とかあるわけではないので、草刈ってもらえるわけでもないし、草刈っていただいているのには草刈り機代というのは払っています。どういう風に決まるかというのはわからないのですが、個人としてはそう思います。</p>
委員	<p>小矢部市でも、能登半島地震の時でも小矢部は西側は相当被害にあって、〇〇にはあんまり壊れているところはなくて、一緒に考えてもらっては困るというのは。電気柵1つにとっても費用と時間とかがかりますので、私のところに電気柵は無いのでそういう意味では地域によってもものすごく違う。</p>
委員	<p>今議論しているは基盤整備をしてあって、中間山地みたいなそういうのが必要が無くて収量も500kg以上取れるというところで話をしています。</p>
委員	<p>比較というのは地域の比較ではなくて、5年度と6年度の比較ですよね。5年度と6年度の試算表で基づいて出たということですが、試算表</p>

	<p>の数字は本当かなと思うんですが、実際にこれだけの利益が出ているんですか。試算表だと2,000円から7,100円になりましたから最高値の7,100円にあげました。5,500円～6,600円だから6,600円にしましたというふうにして6年度を出したみたいですが、この試算表が納得がいかない。今回収益がどこも悪かったし、金額がどこも上がるとも思えない。本当にこんなに収益があったのだろうか。</p>
事務局	<p>〇〇さんは公開していない数字も使っていらっしゃるので、その辺の真意のほどはわからないのですが。</p>
委員	<p>富山県でも射水市とか高岡市とか算定基準の金額がないと、小矢部市も砺波市もあると。例えば目安のひとつを出すというのは必要性はあるかと思うんですが、逆になしにしてしまったらどうか。ややこしいものは出さない方がいいのではないかと。</p>
事務局	<p>平成21年度に法改正で前は標準小作料というものを作らなければならない事になっていたのですが、それが今撤廃されたのであくまでサービスとして出しているだけです。</p>
委員	<p>内内に情報収集だけしておいて、逆に公表しない形で。</p>
事務局	<p>公表しているところは半分以下です。</p>
委員	<p>これが目安になって、第三者から高いは安いはとなつては。個別交渉であれば、出さないという意見でいかがでしょうか。</p>
委員	<p>いつもの基本になるところで、決めるところでこの人は毎回そういう意見は出ます。出さないとうだという話になるが、たたき台を示してくれという意見が多い。この場でやると、難しい責任を背負うもんだから出さなければどうだという意見も出ます。</p>
委員	<p>来年の話で昨年末から決算の話を会計がしていましたが、今までは払いすぎしていました。地権者に下げてもらおう交渉をしますという話が出てましたから、逆に上がる話が出ると大変だろうなと考えたり。あえて出さない話にすればありかなと思ったり。</p>

委員	<p>私はこの資料を出す前の農地検討委員会に出ていました。皆さん疑問を感じられるのはよくわかります。この数字は根拠なく書いたわけではなく、なんで高くなるのだとおっしゃいますが、下げる理由もない。上げる理由も検討していてもはっきりわからない。さっきおっしゃったようにこのデータ本当にあつとるといふ部分もあります。出したデータに基づいて作ったつもりなんで、ここで却下されてもう一回作り直す時間もないし、ほぼほぼ来ているとは思いますが、少し高いかなという気がしますが、皆さん聞きますが、ここに提示された金額で、実際にこれに沿って経営者の方に払っておられますか。受け取る人、高い、安いと言われますか。その辺よく見えないんですが、だいたいそうやなという程度ではないかと思ひます。相対でといつておられましたが、ほとんどそれでやっておられるのではないですか。</p>
委員	<p>さっきまでお話ししたら、作業に出てくる人は何も言わないんですが、全く手離しの人は安いといひます。</p>
委員	<p>そんなもんなんですよ。思ひのはほぼそこそこ来ているのではないかと思ひます。</p>
委員	<p>さっきの和田さんの言つたように、農地を守つていくうえでやむを得ないのかなとところでそれ以上の話はない。</p>
委員	<p>申し訳ないが、この数字が高いといふのは全体的に見てどうやと言われた時に悩むところですよ。</p>
委員	<p>先ほど唐島委員長が言われたように、5. 何パーセントくらいになるけど、据え置けば5.5%くらいになるといふ話で基準内に入るのであればあえて据え置かれたらいいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど草刈りがどうのこうのといふ話で、その管理費はまた別ですよ。地代と管理費を分けてやつてますので、全部ごっちゃにするとややこしくなるので、そういう風なことをもつと整理したときに、地代やつたらこの辺でいいんじゃないみたいなイメージがあるんで、申し訳ないですが、これにつついて、100円高い、500円高いと言われてもどうにもならない。</p>

委員	上がったところにメッセージ性があるというのもさっきの話で。
委員	資料としてこういう根拠があるんですよ。こうなるからこうしますと言えればいいが、さっきおっしゃったように数字が本当にあっているかと言われたら考えるところがある。
委員	生産費の5%から10%の相当分のここの幅がありますよね。この幅に基づいて案1~4が出ているんですが、あくまでも案1にこだわらなくても、現状維持くらいの5. 何%で案1と2の間ぐらいにしたらどうか。
委員	基準として5%~10%という範囲を決めておいて、一番下の方に合わせたわけですよ。そういう形になったら根拠はどこにあるのか、5%にどうしてあわせなければいけないのかという話になってしまうので、なかなか難しい。上げる根拠がそもそもないような気がしているので。
委員	実際に、事務局からの説明の中で、協議事項1の5%相当分というところの欄だけ見ていただきたいんですが、R元年2年3年と小矢部市は最高ランクのところでは9,800円で3年間見直ししていなかったと、実際に〇〇の算定基礎からするとR元年は8,600円で小矢部市が1,200円高い、逆にR2年の場合、〇〇の算定基礎が10,600円ということは小矢部市は逆に800円少なかったと、でも改定していない。R3年については、〇〇は12,600円の数字、経営者報酬もちょっと高かったと説明では聞いていますが、これも9,800円で据え置いていたと、R4年に対してはさすがにR3年からの3,000円落ちたもので、小矢部市も3,000円までに落としてないけれども、7,200円に変えた。去年は、その計算根拠に基づいて6,600円と県の試算が出ていた関係でそのままの数字を去年は採用した。今年も若干の変動があるから、上げんなかなかどうかと検討委員会で相当やったけど、基準として考えた時にどうやってこの数字の説明をするかという、やはり算定基礎がある方が説明しやすいだろうと、中身は別にして、ということで考えると、指標として、相対の話は先ほどから出ていますようにそれは条件、いわゆるさんたん価格の圃場整備済のものを最高ランクとして見ていくということであって、あと圃場整備の進んでないところ、あるいは未成形、三角、いろんなことを考慮しながら、しかも収量別にある程度

	<p>ランクを分けて設定されていることからみれば若干の改定、県の指標どおりの形に進めるとしたら、500円のアップは致し方ないのかなということを検討委員会で一応説明のしやすい根拠のあるものとして出したということで、先ほど〇〇委員さんと言われるように上がる根拠があるのかなのかといわれる話から言うと、上げるのはどうかなということもあります。</p>
委員	<p>そうと言われるのなら算定根拠の経営者報酬の5.5%にしたらぴたりくる。</p>
委員	<p>受け手側の報酬をR4年までは7%ぐらいだった、R5年は極端に下がったものだから経営者報酬もその分だけ落とさんなんまいという形で、5%を採用しただけであって。</p>
委員	<p>今度は%を5.5%にあげたということであれば据え置きになる。</p>
会長	<p>横はさわらなくてもいいということであれば、そういう感じで金額帯を触らないようにして、5.5%に見直したという形で話をすれば説明できるのか。事務局さんどうですか。</p>
事務局	<p>そういう資料にしておきます。</p>
会長	<p>上がったというのも私らも微妙なところもあるなという風にはみているんですが、指標として経営者報酬も5%から0.5%上げたということでこの単価にしていこうということでご理解いただいていいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>ということで、協議事項1についてはそういう形で事務局さん手直しをお願いします。</p>
会長	<p>引き続きまして、協議事項2、「農作業標準料金(案)」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>協議事項2の資料について説明させていただきます。まず資料3の方の1ページ目でございます。現在適用している農作業料金については令</p>

和4年に改定を行って、令和5年から令和7年まで3年間適用するという
ことにしておりましたけども、こちら現在、農業機械の価格や農業近
代化資金の適用利率などが上昇して大きな変動があったということ
で、〇〇の方では昨年引き続きもう1回見直しの方をされたという
ことです。小矢部市においても通常3年間据え置いて、3年に1回見直
しをしていたところでした、協議事項2の方に平成28年、31年、令和
4年に3年おきにそれぞれ料金の改定をしていたところですが、令和
5年に大幅に農業機械、燃料の方が上昇したということで、
例外的に令和4年に見直したものを5年にさらに見直したという状況に
なっています。令和5年から7年に示していたところですので、そのま
ま5年から7年まで据え置くという考えもございます。こちらの資料に
ついては改定したらということで、資料の算定の方になっています。令
和6年の右側の方に算定資料ということで、金額の方、計算の仕方を
示しております、この見方としては、料金の9,200円というものが
令和5年度に示している9,200円ということです。算定資料の100.6%
というふうに%をかけておりますけれども、こちらにつきましては、
先ほど見ていただきました資料3の5ページを見ると、料金の方の指数
が書いてあります。3段目の労賃指数ということで、100.6%、これが
今回上昇しているということで、〇〇の方で調べた数字であります。
100.6%をかけたものを示しますと、市の算定したのものとしては9,300
円ということで100円上がっているという計算の仕方です。こちらの
下の後ろ二つは同じ額に100.6%をかけておまして、もう一つ例を
言いますと、水稻トラクター13,600円につきましては令和5年度の
13,600円を示しておまして、これに104.5%、資料3の7ページの方を
見ると、上段の方にトラクターということで令和5年、6年の方を示し
ています。その率が104.5%というふうに上昇しておまして、そち
らの104.5%を昨年のものでかけたものが14,200円というふうに試算
されているところであります。比較をずっとみていただきますと、資
料なしというものに関しては〇〇の方で算定していないものです
ので、こちらの方は据え置きをしているということご理解をお願いしま
す。一番高く上昇しているのは、水稻コンバインということで昨年よ
り1,600円上昇しているということになっています。資料3の4ページ
の方に農業機械の取得価格ということで、〇〇の方でいろいろと小売
価格を見て算定していたところですが、令和5年、6年の比較をする
と、かなり機械の方は値上がりしているということでした、実際の農
地検討委員会の方で令和6年～7年の価格を据え置くか、令和6年に計

	<p>算したものに改定するかということで、こちらの方に農業機械がこれだけあがっているということであれば、3年間とっておりましたが、もう一度見直しをすればどうかということで令和6年の数字に改定すればどうかという結論になっています。ということでご協議の方よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>農作業料金についても基本的に物価高から農機具の料金があがってきておるといの中で、営農組織さんや中核農家さんが個人から受けられるときの標準作業料金という意味合いで設定するというのではないかなということで、昨年見直したんですけど、新たにやはり〇〇の資料から見ますと、取得費など上がっている関係で作業料金を見直した方がいいのではないかとということで検討委員会でも検討しこういったような料金体系に変更したらどうかという提案であります。いかがですか。</p>
委員	<p>令和7年までの3年間の取り決めがあるんですね。</p>
会長	<p>基本は3年間は据え置くという形ですが、今みたいに物価上昇など特殊事情があった場合は見直すという条件のもので3年間の指標公表という形で取っております。例外は昨年発生しました。4年から7年の予定が見直して5年から7年ということでやったんですけど、今回また見直ししたらどうかということです。</p>
委員	<p>大変な検討されているかと思いますが、例えば昨年並みに移行したらまずいですか。</p>
会長	<p>どうにでもと思いますが、組織として人から受けるときの作業料金がどうかなという意味合いもあります。</p>
委員	<p>この形はあくまでも目安なのであれば、上げ下げというのは非常に労力が伴う、誤解の元になるので、</p>
会長	<p>下げることは今まではないと思いますが。</p>
委員	<p>ということであれば、昨年そのまま移行していくというのはどうでしょうか。変えないと。上げる根拠はあると思うんですが。</p>

委員	<p>上げない理由がわからない。面倒くさいから？機械そのものの燃料代の問題、手間賃の問題があるから、上がらざるを得ないものは上げないといけない。</p>
委員	<p>極端な話税務署の話もあるかと思うんですが、今年導入してくとか、昨年度導入したとかなら値段が上がるというのはわかるんですが、以前からのものであれば、そういう形でやっていく単価はあえて反映せんなんのか、3年間くらいの余裕があってもいいのではないかという考え方なんですが。それと、先ほどの話に戻るんですが、賃料も含めていじってないところにここだけ上げてくるというのは心苦しいかなど。</p>
委員	<p>これもひとつひとつとったら幅があるんです。古い機械を使っているのになぜ上がる、貸してもらってもいいけども全部無人運転だったら、高くせんとということがありますから一概には言えない。</p>
委員	<p>あくまでも標準価格であるというらえ方であれば、毎年毎年見直さんような金額であるのかと、3年である程度基本があるのであればそれでやればという令和5年のスタートとしてやってみたらいかがかなと思います。</p>
委員	<p>それも意見かなと思いますが、今回は堪忍してください。</p>
会長	<p>労賃に関しては最低賃金の問題があるので、特に昨年最低賃金の上がり方がちょっと高くなったので見直さざるを得ないのかなという部分が出ます。あとは、協議事項に見られたように、28年、31年～4年まで3年の1回の見直しでそのままずっと据え置きできていたと。デフレ効果もあったり、コロナで安くなったという部分があったかもしれませんが、そのままできていたんですが、さすがに4年に見直してから5年にかけては、機械、油代も含めて結構上がってきたという部分で、5年に見直したという関係、それから今回の見直しは、農機具の取得費が今後3年間取得していくにしても相当上がってきているという中でその部分は作業料金の中で検討せんなんのではないかということで、指標としては見直してあげた方がいいのではないかというのが検討委員会の意見でした。</p>

委員	<p>営農さんが多いのであれば、受託はほとんど作業受託で少ないと思うんですけど、やはり向こうにしてみれば少ないと。燃料代も上がってますし、機械のお金も高いんで。上げてもらえるというなら上げてもらえたら一番うれしい。</p>
委員	<p>去年に戻されるということになったら、うち個人としては燃料代とか上がった分に対して一筆入れてサーチャージと書きます。この金額でいかれたらこのままいきます。前に戻されるなら、燃料費高騰のためとか一筆書いてかけていきます。</p>
会長	<p>営農組合さんでも個人から田植えだけとか刈り取りだけとか作業受託を受けとられる部分はあるんじゃないですか。</p>
委員	<p>あります。例えばコンバインを3万円という形とすると、私のところは去年の秋3万円取れなかった。要するに相手が払えなかった。それは取れんやろというのはあって。たたき台はありますが、実際は少なかったです。</p>
会長	<p>最終的には突発なりなんなり含めてお互いでの話は出ますんで。一応作業標準料金としてはこれを指標として出して大丈夫ですね。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>ではこのような形で進めていきますので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>では協議事項3、「小矢部市賃借料情報（案）」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>それでは協議事項3小矢部市賃借料情報（案）について説明します。1月から12月までに締結された賃借料については、ホームページ等に公開する必要がございます、それをまとめたものがこちらの表になります。ただ、こちらの表なんですけども、基本的に最近の小矢部市の利用権設定が0円で契約された上で、その時々に応じて実際に支払う金額を変えるということが多いようなので、実際の金額が全てここに書いてあるわけではないんですが、金額を書いて提出されたものについては、書かれているとおりとなっています。以上です。</p>

会長	昨年1年間農業委員会にかかった金額がある賃借料情報ということでまとめてみますとこういったような形ということです。これを見る限り、やはり〇〇地区が高いのかなということで出てますけども、〇〇地域にしては、基盤整備のしてあるところもそれぞれ条件によって違ってますし、ましてや圃場整備のしてないようなところだと相当収量的な問題も含んで下の方に設定されているということです。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 7～8ページ 2) 業務報告・予定 9ページ 3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等ございませんか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は長時間のご審議おつかれさまでした。風邪とかも流行っていますので、健康に留意してまた来月の総会にご出席おねがいします。 これにて2月の総会を終了します。ありがとうございました。
	－2月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和6年2月6日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 15 番 高 橋 賢 治

16 番 山 本 克 博